

仮設トイレ快適環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、大規模災害時等に避難所等に快適な仮設トイレを設置することにより、良好なトイレ環境を実現することを目的として、民間事業者が所有する仮設トイレの快適環境の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者等)

第2 この補助金の対象となる事業者は、以下のすべての号に該当する者とする。

- (1) 県内に本社又は営業所を有する者
- (2) 県内に購入した快適トイレを保管する資材置き場を有する者
- (3) 購入した快適トイレは、原則として長野県内のみの貸し出しとし、大規模災害時等に長野県から要請があった場合は優先的に避難所等へ設置することを誓約する者
- (4) 長野県との間で災害時等の応急対策に関する協定を締結している者又は同協定を締結している団体に属する者

2 この要綱において「快適トイレ」とは、別表1における「快適トイレの標準仕様」の項目「快適トイレに求める機能」及び「付属品として備えるもの」を満たすものをいう。

3 この補助金の対象経費、補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとし、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

補助対象経費	補助率及び補助限度額
快適トイレの購入に要する経費（輸送費、設置費を除く。）	対象経費の1/4以内。 1事業所あたり15万円上限。

(交付の条件等)

第3 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更（事業費の20パーセント以内の変更を除く。）しようとするときは、速やかに申請して、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になった時を含む。以下同じ。）は、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業により取得した財産を善良な注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
- (4) この事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

(交付申請書等)

第4 規則第3条に規定する申請書は、仮設トイレ快適環境整備事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、別表2のとおりとする。

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

4 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(変更交付申請書)

第5 第3の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更(事業費の20パーセント以内の変更を除く。)をしようとするとき 仮設トイレ快適環境整備事業補助金変更承認申請書(様式第2号)

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 仮設トイレ快適環境整備事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第3号)

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき 仮設トイレ快適環境整備事業補助金完了期間延長承認申請書(様式第4号)

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

(実績報告書等)

第6 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、仮設トイレ快適環境整備事業実績報告書(様式第5号)によるものとする。

2 前項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

3 第4第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、第4第4項ただし書きに該当し、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受

けてこれを返還しなければならない。

- 5 前各号の規定は、規則第14条第2項の規定により是正措置がなされて報告する場合に準用する。

(補助金交付の請求)

- 第7 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、仮設トイレ快適環境整備事業補助金交付請求書(様式第7号)を知事に提出するものとする。

(財産処分の制限等)

- 第8 規則第19号第1項に規定する承認申請は、仮設トイレ快適環境整備事業補助金財産処分承認申請書(様式第8号)によるものとする。

- 2 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

- 3 知事は、補助事業者が当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(その他)

- 第9 この要綱に定めることのほか、仮設トイレ快適環境整備事業補助金に関する事務処理に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 快適トイレの標準仕様（第2関係）

項 目	内 容
1 快適トイレに求める機能	(1) 洋式（洋風）便器 (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む） (3) 臭い逆流防止機能 (4) 容易に開かない施錠機能 (5) 照明設備 (6) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を5kg以上）
2 付属品として備えるもの	(7) 男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置（周囲からトイレの入口が直接見えない工夫等） (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置） (10) 鏡と手洗器 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
3 推奨する仕様、付属品（満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。）	(12) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない） (13) 擬音装置（機能を含む） (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

別表2（第4関係）

申請に必要な書類	添付書類名等
1 県内に本社又は営業所があることを示す書類	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書。発行後3か月以内のもの。）
2 快適トイレを保管する資材置き場等を示す書類	地図及び敷地図面等
3 対象経費を示す書類	見積書の写し（自社調達にあつては、製造原価を示す書類の写し等）

様式第1号（第4関係）

令和 年度仮設トイレ快適環境整備事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
名 称
代表者の役職・氏名

仮設トイレ快適環境整備事業補助金交付要綱第4第1項の規定に基づき、同補助金の交付について、下記のとおり申請します。

なお、購入した快適トイレは、原則として長野県内のみの貸し出しとし、大規模災害時に長野県から要請があった場合は、優先的に避難所へ設置することを誓約します。

記

1 事業計画

事業所名 〈保管予定住所〉	購入計画数量 (A)	対象経費 (B)	申請額の内訳 (C) 15万円又は(B)×1/4 のいずれか低い額
	基	円	円
計			

2 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

様式第2号（第5関係）

令和 年度仮設トイレ快適環境整備事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
名 称
代表者の役職・氏名

令和 年 月 日付長野県指令 第 号で補助金の交付決定のあった内容を下記のとおり変更したいので、承認してください。

なお、購入した快適トイレは、原則として長野県内のみの貸し出しとし、大規模災害時に長野県から要請があった場合は、優先的に避難所へ設置することを誓約します。

記

1 事業計画

事業所名 〈保管予定住所〉	購入計画数量 (A)	対象経費 (B)	申請額の内訳 (C) 15万円又は(B)×1/4 のいずれか低い額
	基	円	円
計			

変更前と比較できるように変更前を上段（ ）内に、変更後を下段に記載すること。

2 変更理由

3 変更内容

4 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

様式第3号（第5関係）

令和 年度仮設トイレ快適環境整備事業補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
名 称
代表者の役職・氏名

令和 年 月 日付長野県指令 第 号で補助金の交付決定のあった令和
年度仮設トイレ環境整備事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、承認してくださ
い。

記

- 1 事業中止（廃止）の内容
- 2 中止（廃止）しようとする理由

様式第4号（第5関係）

令和 年度仮設トイレ快適環境整備事業補助金完了期間延長承認申請書

令和 年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
名 称
代表者の役職・氏名

令和 年 月 日付長野県指令 第 号で補助金の交付決定のあった令和
年度仮設トイレ環境整備事業は、下記のとおり予定の期間内に完了しないので、完了期限
の延長を承認してください。

記

1 事業が予定の期間内に完了しない理由

2 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

様式第5号（第6関係）

令和 年度仮設トイレ快適環境整備事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
名 称
代表者の役職・氏名

令和 年 月 日付長野県指令 第 号で補助金の交付決定のあった令和
年度仮設トイレ快適環境整備事業を下記のとおり実施しました。

記

1 事業内容

事業所名 〈保管予定住所〉	購入数量 (A)	対象経費 (B)	申請額の内訳 (C) 15万円又は(B)×1/4 のいずれか低い額
	基	円	円
計			

※納品書、領収書等購入実績を示す書類の写しを添付すること。

※納品されたトイレの写真を添付すること。

2 事業完了年月日 令和 年 月 日

様式第6号（第6関係）

令和 年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
名 称
代表者の役職・氏名

仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付長野県指令 第 号で補助金の交付決定のあった令和
年度仮設トイレ快適環境整備事業について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）
金 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円（A）
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額
金 円（B）
- 4 補助金返還相当額
金 円（B） - （A）

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第7号（第7関係）

令和 年度仮設トイレ快適環境整備事業補助金交付請求書

令和 年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
名 称
代表者の役職・氏名

令和 年 月 日付長野県達 第 号で確定された令和 年度仮設トイレ
快適環境整備事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

請求金額 金 円

金融機関名	銀行 支店		
口座種別	普通・当座	口座番号	
(ふりがな) 口座名義	()		

様式第8号（第8関係）

令和 年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所
名 称
代表者の役職・氏名

令和 年度仮設トイレ快適環境整備事業補助金財産処分承認申請書

令和 年 月 日付長野県指令 第 号で補助対象となり取得した財産を、
下記のとおり処分したいので、承認してください。

記

- 1 品目
- 2 取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由